

全国木材資源リサイクル協会連合会

平成27年度 第4回調査広報委員会 議事録

開催日時 平成27年11月5日(木) 11:00～13:10

場 所 中央区立環境情報センター

出席者

委員

全国木材資源リサイクル協会連合会	澤地 義雄	委員長
住友林業(株)	矢吹 賢二	委員
萬世リサイクルシステムズ(株)	桑野 俊	委員
ホクザイ運輸(株)	芦塚 雄介	委員
住友大阪セメント(株)	土橋 真	委員 (水木 康寛：同席)
JFEエンジニアリング(株)	山田 眞樹	委員
関東協会専務理事	原 信男	委員

地域委員

北日本協会事務局	三浦 広和	委員	(株)クリーンシステム
近畿協会事務局	三砂 和浩	委員	木材開発(株)
中四国協会事務局	岡崎 博紀	委員	(有)赤碕清掃
九州協会事務局	河野 秀彦	委員	中山リサイクル産業(株)

(欠席委員)

フルハシ EPO(株)	仁木 智之	委員
(株)エコグリーン	山口 良治	委員

(事務局) 椎津まゆ美 (連合会)、十川 有子 (関東協会)

<会議概要>

I 委員長挨拶

お忙しい中、第4回目の委員会に遠いところからもご出席いただきありがとうございます。

本日は、この後、全国大会実行委員会を予定しているので時間がない中ではあるものの、充分ご検討を願います。

前回第3回委員会の議事録を確認したところ、特に意見はなく了承された。

II 議事要旨

1 「木質バイオマス発電に対する提言」について (資料 別冊) (原事務局長)

ア 内容については前回の本調査広報委員会において説明しているが、27年度事業計画

において構想を提案することとしており、9月24日頃にメールで原案を皆様に提示し皆様から意見をお聞きした。そこで、修正した箇所を説明する。

イ 1 ページでは、COP21 のことを挙げていたが、我が国は世界有数の森林大国であることを入れるべきとの意見があり、この貴重な資源の活用、保全・育成について追加した。

ウ 次に、8 ページでは、V 「FIT の目的である間伐材等を利用した施設であるために」のところ、④ FITによって事業形態が変わってきた、また、燃料チップの現状として建廃と生木では違うということ国にしっかり伝えるべきということで④項を入れた。

エ 修正したところは以上で、10月6日の理事会に諮って冊子とすることで了解をいただいた。

オ その他データが見にくいところを修正した。

カ また、理事会では、これで完成したと思わなくても良い。これを第1弾として、まとめるが、さらにブラッシュアップしていくということも考えると云う意見をいただいたので、これで製本することとした。

キ 皆さんから意見をいただいてこういう形でまとめることになったことに皆さんに御礼を申し上げる。

ク 製本したものは、11月19日開催の全国大会において配ること、12月開催のエコプロダクツにおいて、自由に持って行ってもらうという形で配布する予定である。

ケ 提言は、本連合会としては、基本的姿勢を守っていただきたいという内容とした。

コ 配布したら意見が来るので、それをさらに修正して第2弾としたいと考えている。なお、ホームページにも掲載する。

2 国への要望

(澤地専務理事)

(1) 検討状況

委員会資料5ページに昨年度提出した要望を掲載しているが、本年度も、年末に国に要望を提出する予定で進めている。

ア 各協会に意見を照会しているが、このうち、関東協会の企画財政委員会で検討した結果を12ページ以降に議事録として掲載した。

イ 要望が広範囲にわたるので、検討に時間が掛かると思うが、意見提出をお願いしたい。

(2) 関東協会 企画財政委員会検討結果

(原関東協会専務理事)

関東協会でも検討した結果が12ページ以降に議事録として資料に入れてあるので、この状況を説明した。

ア 環境省への要望

- ・廃棄物の種類については、国から、「その時々社会情勢の変化に応じて見直しを図る必要があるので、継続的に要望することは問題はない。」との回答があり、一廃から産廃に変えたりするなど具体的な要望を検討することとしている。
- ・災害時における対応については、14ページのとおり、今年廃棄物処理法、災害対

策基本法の改正が閣議決定され8月から施行されていることを踏まえ、表現を変えることとしている。

- ・ 原発事故の影響については、北日本協会において、まだ切実な問題があるかどうか確認していないので、その状況を踏まえて検討することとした。
- ・ 災害時の廃木材の保管場については、これからも課題であるので、継続して要望する。
- ・ 外国人研修生の受け入れについては、そもそも業種認定がないと難しいので、業種認定の要望と併せて引き続き要望する。
- ・ 15 ページのバイオマス発電利用の手続きの簡略化については、保管場の変更届など自治体によって対応が異なる場合があるので、対応の統一について併せて要望するという意見になった。
- ・ 16 ページの産業廃棄物管理責任者制度については、20 ページに参考としてあげた「廃棄物処理法の改正に向けた要望事項（神奈川県産業廃棄物協会資料）」の8番に排出者責任の徹底があり、これを参考にしながら、具体性のある要望にしてはどうかとの意見になった。
- ・ 無許可処理業者の排除については、国からもっともな要望であると回答されており、継続して要望していきたい。
- ・ 軽油引取税制度については、時限立法で延長されているが、事実関係を再確認して表現を考えていきたい。
- ・ 17 ページでは、廃棄物処理業における施設の取り扱いのうち、「1. 減価償却年数の短縮」はこのまま継続する
- ・ 「2. 破砕機の更新の場合の手続き簡略化」については、能力の変更がない場合は環境影響評価は免除になるとのことであり、これらを踏まえた表現にしてはどうかとの意見
- ・ 以上の他、「廃木材の地産地消の促進」、「業種の認定」は継続、また、「グリーン購入法における合板型枠の取り扱い」については、文言を考えて新たに要望に入れる方向とする。

イ 17 ページ 経済産業省

- ・ 「再生可能エネルギーの固定価格買取り制度について」で、合板型枠の問題が出てくるので、ここでも記述をしなければと云うことになった。
グリーン購入法における廃合板型枠が有価での取引になるので、該当しない型枠との選別やトレースシステムの構築といった要望が考えられる。
- ・ 「再生可能エネルギーの契約」については、不安定電源であるとの理由により接続ストップという問題が出たので昨年度は要望したが、バイオマス発電は安定した電源であるという国の見解が出たので、削除しても良いのでは、との意見になった。
- ・ 18 ページ 「剪定枝の扱いについて」は、廃棄物処理法上は一廃であるが由来証明があれば一般木質として扱われている。この要望を提出した北日本協会でも要望を継続する必要性があるのか確認することとされた。
- ・ 18 ページ 「バイオマス発電所の乱立防止について」は、継続で要望してはどう

かという意見

- ・「5.小規模優遇、熱利用促進」については、2,000Kw以下の発電所のFIT制度が今年から適用になったので、削除が良いのではないか。
- ・「新エネルギー施設への補助金交付」については、継続とする。

ウ 農林水産省 18 ページ

- ・再エネ法に基づく木質バイオマス発電事業への利用促進の「1.Q&Aの見直し」については、7月にQ&Aが改訂されたので、表現を改めて要望する。
- 「6.不適正事例が発生しないよう罰則強化」については、継続との意見になった。

エ 国土交通省 19 ページ

- ・26年度提出の3点は継続とするほか、合板型枠については、追加する方向となった。

オ 「木質バイオマス発電に対する提言」において、要望に関わる部分については、合わせていくことが必要である。

(3) 要望に関する質疑

バイオマス発電によって、木材が資源となった。しかし、木材が一廃と産廃に分れていることは問題である。

剪定枝は、通常一廃になるが、一廃の処分業の許可を持っていない産廃業者が多く、これらを扱えない。一方で一廃を扱う市町村では、事業活動から出る生木などは処理が出来ない場合も多い。我が国では、木材が最大の資源であり、資源として活用できるように、要望を考えていきたい。

(4) 連合会としての要望対応

(澤地委員長)

関東協会企画財政委員会の検討結果を受けて、要望の取り扱いを検討した。

その結果、26年度要望(6ページから)を踏まえて、次の通り意見交換がされた。

ア 環境省 6 ページ

○ 廃棄物の種類

廃棄物処理法では、廃棄物は一廃と産廃に分かれるが、種類を確定するには不透明な部分がある。26年度要望では、区分を見直すなどと表現され、産業廃棄物に組み替えてもらいたいという趣旨なので、はっきりと、事業活動から発生する木くずは「産業廃棄物にする」と明確に表現する方が良いとの意見になった。

○ 災害時の対応

1. 災害時に発生する廃木材の処理

災害廃棄物は一般廃棄物とされているが、27年度廃棄物処理法の改正があり、災害発生時には、産業廃棄物処理施設で災害廃棄物を処理できるよう、8月から手続きの簡素化が施行されている。このため、適正な運用と民間活力の活用を要望していく。

2. 原発事故の影響が懸念される木材

除染技術の開発等の問題が提起されているので、北日本協会の意見を確認して検討することとする。

3. 災害発生時の保管場の確保

削除する理由がないので継続

- 「外国人研修生の受け入れ」は、業種の認定と合わせて継続
- 「バイオマス発電利用の推進に伴う手続きの簡略化」
 1. 保管施設の改造時の手続きの簡略化
 2. 原料木くず、製品木くずの保管基準の緩和は同種類の要望なので、まとめることとする。
- 産業廃棄物管理責任者制度の拡充 7ページ
排出事業者が適正な対応を常に出来るよう、研修を受けた人員を配置するような制度を検討していただきたいという要望でまとめる。
- 無許可処理業者の排除
無許可処理業者というと、通常は、処理業の許可がなく他人の廃棄物を処理するもの、或いは、設置許可が必要な施設の許可を取らずに廃棄物の処理を行う者を指し、一番きつい罰則の対象になるが、この要望については、設置許可規模未満の廃棄物処理施設を使用して設置許可が必要な規模で、不適正処理することを指しているようなので、そのような不適正処理の防止としての具体的な表現で要望を継続する。実態把握と監視の強化という要望の方向になった。
- 軽油引取税の免税制度
現時点では、免税制度は時限措置としてH28年まで延長されている。
最終処分場や木材加工業においては免税措置の対象になっており、何故、木くず破砕業は対象にならないのか理解できない。
軽油引取税の管轄は総務省なので、環境省では要望の取り扱いに困っているようだが要望は継続する方向で検討する。
- 廃棄物処理業における設備の取り扱い
木くずのリサイクル業で使用する破砕機は、異物が多く、破砕機の刃や原動機が傷むので、減価償却年数を木材製造業と同等に短くしてもらいたいという内容で、

継続が適切とされた。

○ 業種の認定

継続の方向とする。

○ 新たに出てきた合板型枠の取り扱い

まだ、関東では事例はないが、型枠業者が自分で破砕するという話しはある。

ただ、もう既に施行されたことなので、今後の対応については難しい面があるが、合法木材のみを一般木質バイオマスとして認定するというQ&Aが出たので、合法木材としてのトレース、監視システムをキチンと構築して、適正に運用して貰いたいという方向で要望を検討することとする。

イ 経産省 8 ページ

○ 再生可能エネルギーの固定価格買取制度

1. 建設系等の廃木材については、既存用途における供給量逼迫や市況高騰等の影響が起らないように、との要望は引き続き継続する。
2. 再生可能エネルギーは供給が不安定になるとの理由で新たな契約が中断されたことについて昨年度は適切な対応を要望したが、現在は、バイオマス発電は安定的な電力であるとの位置付けが「長期エネルギー需給見通し」において表明されていることから、削除しても良いのではないかとこの取り扱いになった。
3. りんご園等から出る剪定枝については、従来、一般廃棄物であり、一般木質として扱われていないので一般木質として扱われるようにとの要望であったが、現在は、果樹園が由来証明を出すことにより一般木質として扱われているので、要望の取り扱いを再度検討することとした。
4. バイオマス発電施設の乱立防止の要望は、現在は、林野庁において都道府県の森林部局、燃料供給団体から意見聴取をする体制を整えたところであり、国においては対応しているとの立場になると思われる。但し、2030年度の長期エネルギー需給見通しでは、バイオマス発電施設は大幅に増えることになっており、燃料の適正確保の観点から要望を継続するということが考えられる。
5. バイオマス発電の規模別買取区分による【小規模優遇、熱利用の優遇】については、本年4月から新たに施行されたところであり、削除する方向。

- 木質バイオマス発電設備の認定に当たっては、燃料需給の混乱回避のため、「燃料供給団体等に事前に調査、協議されたい」については、現在、国交省等から協議があるが、今後も同様の対応をしていただくために継続することとする。

○「外国人研修生の受け入れ、業種の認定」については、環境省対応と同様とする。

ウ 農林水産省 9 ページ

○ 木質バイオマス発電事業への利用推進

1. ガイドラインの見直し

Q&Aは、本年7月に見直しされているので、ガイドラインの見直しで再度要望するのだが、表現を検討する。

2. 3. 4. 5.については、経産省への要望と同様の対応とする。

「6. 制度の趣旨に反した不適正な事例が起きないように」との要望は、表現を調整して継続する。

○ 木質チップの品質確保のための設備投資や検査費用の助成
要望は継続することとする。

○ 森林整備等の補助金

連合会が要望する必然性が必要なので、見直すこととなった。

エ 国土交通省 11 ページ

○「再エネ法施行に伴う建設系廃木材の活用」については、廃木材系チップの流通阻害がないように、またチップが燃料にばかり流れないように、さらに、既存事業者に影響がないようにという趣旨で継続する

○ CCA処理木材の取り扱い 継続する

○ 業種認定 継続する。

この他、合板型枠については、合法木材のトレース、監視について要望を検討していくこととした。

・要望に対する4省庁の説明を受けて、種々の課題を検討する「需給問題検討会」を2月18日（木）に開催するので、予定を入れておいていただきたい。

3 平成27年度調査結果について (十川 有子)

(1) 平成27年度木質チップ等生産会員実態調査(26年度実績)

結果を26ページの図表にまとめた。平成26年度廃木材の取扱量は会員142社で395万1千トンであり、その内訳は建設系廃木材が62%、その他生木が16%であった。

また、製品の木質チップは、サーマル用途に59%、マテリアル用途に34%を出荷したという結果が得られた。年度別の推移図も別に作ってみたが、大きな変化はなかつ

た。取り扱った廃木材量 395 万トンに対し、木質チップの出荷量は 352 万トンであり、その差 40 万トン程度は回答が得られなかったということになる。

なお、需要先の用途割合図は、マテリアル、サーマルの区分が解るよう、二重円グラフにした。

(2) 平成 27 年度木質バイオマス需要調査結果 (27 年度実績) (椎津 まゆ美)

木質チップのユーザーに対してチップの確保状況、納品チップの品質、運搬費の取り扱い、価格について調査したものをまとめた。

棒グラフのみでは分かり難いので、各区分に数値を表示することとしたい。

例年は 11 月開催のユーザー懇談会に提示しているが、今年は開催しないので、代わりに(1)、(2)とも、全国大会で提供するとともに、ホームページに掲載する。

4 エコプロダクツ (原事務局長)

本年も 12 月 9 日、10 日に開催されるので、スタッフとして参加する会社はよろしくお願ひしたい。

5 木質チップ市場価格調査 (原事務局長)

市場価格調査結果は、4 月と 10 月時点の価格を年 2 回ホームページに公表している。

なお、併せて、市況動向を毎月更新して掲載することとしていたが、実際には月ごとでは表現すべき変化が見られない。そこで、市場価格が年 2 回の更新なので、合わせることにし、同様に年 2 回の更新としたい。

以上 (文責：澤地)